

理由

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の施行に伴い、申告原産品に係る情報の提供の求めに応ずる期間、特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者が保存しなければならない書類及び財務大臣の権限の委任について定める必要があるからである。